【協議事項】

No.14 ケーブル TV・ネット中継の拡大について

委員長提案

【提案趣旨】

議会改革協議会から、「市議会中継の拡大については、インターネット中継に限り、全定例会の全ての本会議が行われる日に拡大する。」との協議結果が報告された。ただし、中継拡大に当たっては、討論のルール化が必要との意見もあり、中継拡大の時期は、その協議が調った後とすることとし、ルール化の協議は議会運営委員会に委ねられた。ついては、今後、討論における「持ち時間制の導入」などのルール化について検討するもの。

【参考】

議会改革協議会報告(平成30年5月)

市議会中継の拡大については、インターネット中継に限り、現状の「全定例会の本会議のうち、市長提案理由説明及び質疑・質問が行われる日」から、「全定例会の全ての本会議が行われる日」に拡大するものとする。

ただし、議論の過程において、討論のルール化(持ち時間制の導入など)が必要であるとの意見があったことから、その問題についての協議を議会運営委員会に委ねることとし、中継拡大の時期は、その協議が調った後とする。

委員長案(平成30年11月)

討論とは、表決に際し、自己の賛否を明らかにし、意見の異なる他の議員を自己の意 見に同調させようと努めるものである。

よって発言は、賛否を明らかにするとともに、簡潔・明確に行うことが肝要と考えており、下記のとおり委員長案を提案するものである。

なお、各会派の賛同が得られた場合は、全定例会の全ての本会議にインターネット中継を拡大することに伴い、討論に関するルールについて、先例に規定する。

【先例129-2(追加案)】

討論は、会派に所属する議員数に5分を乗じて得た時間の範囲内で行うものとする。 なお、討論を行うときは、次の点に留意する。

- (1) 討論の内容は、その賛否を明確にするとともに、議題外にわたり又はその範囲を 超えてはならない。
- (2)全会派一致で議決されることが見込まれる事件に対する討論は、議事の円滑化を図るため、極力控えるものとする。